≪四輪乗用の場合≫

○ 平成27年3月1日に新車で購入した軽自動車税はどうなりますか?

A 平成27年3月31日以前の登録なので平成27年度からの課税で、税額は次のとおりです。 ただし、初年度登録から13年経過する平成40年度から経年重課の対象になります。

平成 27 年度~平成 39 年度・・・ 7, 200円 (表中①) 平成 40 年度~ ・・・12,900円(表中③)

ℚ. 平成27年4月1日(平成27年度)に新車で購入した軽自動車税はどうなりますか?

△ 平成27年4月1日に新規登録され、かつ、「4月1日現在」所有している車両なので 平成27年度からの課税で、税額は次のとおりです。

平成 27 年度~平成 40 年度・・・10,800円 (表中②)

平成 41 年度~ ・・・12.900円(表中③)

Q. 平成27年4月2日(平成27年度)に新車で購入した軽自動車税はどうなりますか?

▲ 「平成27年4月1日」には所有されていないので、平成27年度は課税されず、平成 28年度からの課税で、税額は次のとおりです。

平成 28 年度~平成 40 年度・・・1 0.800円 (表中②) 平成 41 年度~ ・・・12,900円(表中③)

Q . 平成 27 年 4 月 2 日に、初年度登録(平成 17 年 4 月)から 10 年経過した中古車を購 入しました。軽自動車税はどうなりますか?

A 平成 27 年 4 月 2 日の登録なので、平成 28 年度からの課税になります。

平成 28 年度~平成 30 年度・・・ 7, 200円 (表中①)

平成 31 年度~ ・・・12.900円(表中③)

Q. 平成13年4月1日に新車を購入しています。軽自動車税はいつから経年重課の対象に なりますか?

A 平成27年4月1日現在で初年度登録から13年以上経過していますが、経年重課の制 度は平成28年度からです。

平成 27 年度 ・・・ 7,200円(表中①) 平成 28 年度~ ・・・12.900円(表中③)

	≪自፤	動車検査	証の見	方≫			
自動車検査証 量初の新規検査年月 直動車検査証 <u>最初の新規検査年月</u>							
車 両 番 号		交 付	年 月 日	初度検査年月	自動車の種別	用 途	自家用•事業用6
みほ	h,	平成 15年	8月 日	平成 15年 8月	軽自動車	貨物	自家用
車 台 番 号	70		乗車定員	最大積載量	車両重量	車両	総重量
			(4) 2 ,	(250) 350_{kg}	$900_{\rm kg}$		(1370 1360

軽自動車税の税額が 変わります

軽自動車税は毎年4月1日現在に軽自動車を所有登録されている方に課税されます。 地方税法の一部改正に伴い、庄原市税条例を一部改正し、平成27年度から軽自動車 税の税額が次のとおり変わります。

税務課資産税係 ☎0824-73-1144

(1) 原動機付自転車および二輪車など

種別		平成26年度まで
原付第一種	50cc以下	1,000円
原付第二種(乙)	51~90cc	1,200円
原付第二種(甲)	91~125cc	1,600円
原付ミニカー		2,500円
軽二輪車	126~250cc	2,400円
二輪 小型自動車	250cc超	4,000円
農耕作業車	トラクターなど	1,600円
小型特殊作業車	フォークリフトなど	4,700円
被けん引車(二輪車)		2,400円
ボートトレーラー		2,400円
雪上車		2,400円

平成27年度から
2,000円
2,000円
2,400円
3,700円
3,600円
6,000円
2,000円
5,900円
3,600円
3,600円
3,000円

(2) 四輪および三輪の軽自動車(下記の表①②)

車両の新車登録日によって税額が変わります。

※平成27年3月31日までに登録された軽自動車は①の税額です。 ※平成27年4月1日新車登録は、平成27年度から②の税額です。

※平成27年4月2日以後の新車登録は、平成28年度から②の税額です。

(3)四輪および三輪の軽自動車税の経年重課について(下記の表③)

新車登録から 13 年が経過した軽自動車は、翌年度から③の税額です。 (平成 28 年度以後の軽自動車税が対象です)

ただし、動力源または内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電気併用 の軽自動車および被けん引車は経年重課の対象外です。

種別		平成27年度から		
		平成27年3月 31日以前に登録	② 平成27年4月1 日以後に新車登 録	
三輪のもので排気 下のもの	量66	60cc以	3,100円	3,900円
四輪以上のもの p で排気量660cc − 以下のもの 1	乗	自家用	7,200円	10,800円
	用	営業用	5,500円	6,900円
	貨	自家用	4,000円	5,000円
	物	営業用	3,000円	3,800円

半成28年度から
③ 新車登録から13 年経過した車両 (経年重課)
4,600円
12,900円
8,200円
6,000円
4,500円
·

※①②③の判定は自動車検査証の初度検査年月によります。 (左ページの自動車検査証の見方で確認をしてください。)

11 | 2014.10月号 | 広報しょうばら